

頁	旧	新	摘要																								
10	<p>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 「だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江」を地域づくりの基本目標に、“やすらぎ”と“げんき”と“ほこり”を高める活動が”ささえあい”ながら展開し、子供から高齢者までの幸せな暮らしや活動の舞台となるまちの実現をめざす本町において、防災とは、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は <u>70%~80%</u>程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 (略)</p>	<p>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 「だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江」を地域づくりの基本目標に、“やすらぎ”と“げんき”と“ほこり”を高める活動が”ささえあい”ながら展開し、子供から高齢者までの幸せな暮らしや活動の舞台となるまちの実現をめざす本町において、防災とは、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は 80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。 (略)</p>	時点修正																								
19	<p>第1編 総則 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 機関名 中部地方整備局 内容 (2) 初動対応 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	<p>第1編 総則 第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 機関名 中部地方整備局 内容 (2) 初動対応 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策に対する支援を行う。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																								
27	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>町、県</td> <td><u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	町、県	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保		(略)	(略)		(略)	(略)	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 <u>消防団</u>、自主防災組織の <u>育成強化</u>・ボランティアとの</td> <td>町、県</td> <td><u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 <u>消防団</u> 、自主防災組織の <u>育成強化</u> ・ボランティアとの	町、県	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保		(略)	(略)		(略)	(略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
区分	機関名	主な措置																									
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	町、県	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保																									
	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第2節 <u>消防団</u> 、自主防災組織の <u>育成強化</u> ・ボランティアとの	町、県	<u>1(1) 消防団の充実強化</u> 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保																									
	(略)	(略)																									
	(略)	(略)																									

頁	旧			新			摘要
28				連携			
	第3節 企業防災の 促進	企業	(略)	第3節 企業防災の 促進	企業	(略)	
		町、県、商 工団体等	(略)		町、県、商 工団体等	(略)	
		<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>		<u>名古屋地方 気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や 普及啓発</u>	
29	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 町及び県における措置 <u>(追記)</u> <u>(1)~(3)</u> (略)			第2節 <u>消防団</u>、自主防災組織の<u>育成強化</u>・ボランティアとの連携 1 町及び県における措置 <u>(1) 消防団の充実強化</u> <u>町及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> <u>(2)~(4)</u> (略)			防災基本計画修正を踏まえた修正
33	第3節 企業防災の促進 <u>(追記)</u>			第3節 企業防災の促進 3 <u>名古屋地方気象台における措置</u> <u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u>			防災基本計画修正を踏まえた修正
36	第2章 建築物等の安全化 第1節 建築物の耐震推進 4 <u>一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</u> (1) <u>民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進</u> (略) (2) <u>民間住宅の減災化施策の促進</u> (略)			第2章 建築物等の安全化 第1節 建築物の耐震推進 4 <u>民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進</u> (1) <u>住宅の耐震化の促進</u> (略) (2) <u>住宅の減災化の促進</u> (略)			表記の整理
38	第2節 交通関係施設等の整備 2 道路施設 (5) 応急復旧作業のための事前措置 ア 道路啓開計画の検討・共有			第2節 交通関係施設等の整備 2 道路施設 (5) 応急復旧作業のための事前措置 ア 道路啓開計画の検討・共有			

頁	旧	新	摘要
	<p>津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「<u>早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）</u>」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</p>	<p>津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「<u>愛知県道路啓開計画（南海トラフ巨大地震）</u>」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</p>	<p>表記の整理</p>
55	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 3 消防本部（町）における措置 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。 特に、特殊火災（危険物施設等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p>	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 3 消防本部（町）における措置 <u>大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう</u>、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。 特に、特殊火災（危険物施設等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
56	<p>5 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 <u>(追記)</u></p>	<p>5 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 <u>オ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>町、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
56	<p>6 救助・救急に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 また、町及び県は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p>	<p>6 救助・救急に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> また、町及び県は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
57	<p>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災</p>	<p>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災</p>	

頁	旧	新	摘要												
	<p>害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p>害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>												
66	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 826 1061 1203"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>指定</u>避難所の指定・整備等</td> <td>町</td> <td>1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>(追記)</u> 1(5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>指定</u> 避難所の指定・整備等	町	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>(追記)</u> 1(5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1093 826 1964 1203"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備等</td> <td>町</td> <td>1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 <u>1(3) 指定福祉避難所の指定</u> <u>1(4) 避難所が備えるべき設備の整備</u> <u>1(5) 避難所の破損等への備え</u> <u>1(6) 避難所の運営体制の整備</u> <u>1(7) 避難者等の情報把握</u> <u>1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備等	町	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 <u>1(3) 指定福祉避難所の指定</u> <u>1(4) 避難所が備えるべき設備の整備</u> <u>1(5) 避難所の破損等への備え</u> <u>1(6) 避難所の運営体制の整備</u> <u>1(7) 避難者等の情報把握</u> <u>1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 <u>指定</u> 避難所の指定・整備等	町	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 <u>(追記)</u> 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 <u>(追記)</u> 1(5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>													
区分	機関名	主な措置													
第1節 避難所の指定・整備等	町	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 <u>1(3) 指定福祉避難所の指定</u> <u>1(4) 避難所が備えるべき設備の整備</u> <u>1(5) 避難所の破損等への備え</u> <u>1(6) 避難所の運営体制の整備</u> <u>1(7) 避難者等の情報把握</u> <u>1(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>													
67	<p>第1節 避難所の指定・整備等</p> <p>1 町における措置</p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u></p>	<p>第1節 避難所の指定・整備等</p> <p>1 町における措置</p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p>												

頁	旧	新	摘要						
	<p style="text-align: center;"><u>＜一人当たりの必要占有面積＞</u></p> <table border="1" data-bbox="190 223 1064 343"> <tr> <td><u>1 m²/人</u></td> <td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の専有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>2 m²/人</u></td> <td><u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u></td> </tr> <tr> <td><u>3 m²/人</u></td> <td><u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></td> </tr> </table> <p><u>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、配置上の工夫を行う。</u> <u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞</u></p> <p><u>一 가족が目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一 가족）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<u>1 m²/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の専有面積</u>	<u>2 m²/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<u>3 m²/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p><u>ク 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>
<u>1 m²/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の専有面積</u>								
<u>2 m²/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>								
<u>3 m²/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>								
67	<p>(3) 福祉避難所の整備</p> <p>ア 町は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>	<p>(3) <u>指定福祉避難所の指定</u></p> <p>ア 町は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定福祉避難所</u>として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>	<p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>						
68	<p>イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p>	<p>イ 町は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>						

頁	旧	新	摘要
68	<p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>オ</u> 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>ウ</u> 町は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>エ</u> 町は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難<u>生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸</u>、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>
69	<p>(略)</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備 <u>エ</u> 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p><u>カ</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p><u>キ</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある</p>	<p>(略)</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備 <u>エ</u> 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p><u>カ</u> 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p><u>キ</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	旧	新	摘要
69	<p>状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(7) 避難者等の情報把握</u> <u>町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> <u>ア 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。</u> <u>イ 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
73	<p>第2節 要配慮者支援対策 1 町、県および社会福祉施設等管理者における措置 (5) 災害ケースマネジメント 町及び県は、被災<u>地</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策 1 町、県および社会福祉施設等管理者における措置 (5) 災害ケースマネジメント 町及び県は、被災<u>者</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
74	<p>第3節 帰宅困難者対策 1 町及び県における措置 <u>(追記)</u></p>	<p>第3節 帰宅困難者対策 1 町及び県における措置 <u>(4) 徒歩帰宅者支援の環境整備</u> <u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行</u></p>	<p>定義の明確化</p>

頁	旧	新	摘要
76	<p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 第2節 消防力の整備強化 1 町における措置 (1) 消防力の整備強化 町は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、<u>広域消防体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p><u>う。</u> 第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 第2節 消防力の整備強化 1 町における措置 (1) 消防力の整備強化 町は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、<u>町の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画 修正を踏まえた修正</p>
87	<p>第10章 広域応援・受援体制の整備 第1節 広域応援・受援体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 (3) 受援体制の整備 町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>の受援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> <u>(追記)</u> <u>また、</u>町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>第10章 広域応援・受援体制の整備 第1節 広域応援・受援体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 (3) 受援体制の整備 町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような受援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、<u>応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></u> <u>ウ 訓練等の実施</u> 町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画 修正を踏まえた修正</p>
90	<p>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p>	<p>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p>	

頁	旧	新	摘要
	<p>町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p>	<p>町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
91	<p>1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 （略）</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、<u>災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u></p>	<p>1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 （略）</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
92	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上 ■ 基本方針</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p>	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上 ■ 基本方針</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
97	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報 1 町、県、蟹江警察署及び名古屋地方気象台等における措置 (6) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよ</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報 1 町、県、蟹江警察署及び名古屋地方気象台等における措置 (6) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよ</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	旧	新	摘要																
	<p>う、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>う、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>																	
103	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営 1 町における措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知及び公表先</th> <th>通知及び公表の方法</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部</td> <td><u>無線</u>、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）</td> <td rowspan="2">総務対策部</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）</td> <td><u>無線</u>、加入電話</td> </tr> </tbody> </table>	通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者	県災害対策本部	<u>無線</u> 、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）	総務対策部	災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）	<u>無線</u> 、加入電話	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営 1 町における措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知及び公表先</th> <th>通知及び公表の方法</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災害対策本部</td> <td><u>県高度情報通信ネットワーク</u>、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）</td> <td rowspan="2">総務対策部</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）</td> <td><u>県高度情報通信ネットワーク</u>、加入電話</td> </tr> </tbody> </table>	通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者	県災害対策本部	<u>県高度情報通信ネットワーク</u> 、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）	総務対策部	災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）	<u>県高度情報通信ネットワーク</u> 、加入電話	表記の整理
通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者																	
県災害対策本部	<u>無線</u> 、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）	総務対策部																	
災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）	<u>無線</u> 、加入電話																		
通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者																	
県災害対策本部	<u>県高度情報通信ネットワーク</u> 、加入電話（FAXを含む、以下同じ。）	総務対策部																	
災害対策本部海部方面本部（海部県民事務所）	<u>県高度情報通信ネットワーク</u> 、加入電話																		
104	<p>3 警戒班の組織 非常配備当番班長 <u>(追記)</u> により構成され、以下の活動を行う。</p>	<p>3 警戒班の組織 非常配備当番班長 <u>及び班員</u> により構成され、以下の活動を行う。</p>	表記の整理																
	<p>7 町本部設置の流れ (略)</p>	<p><u>(削除)</u></p>	表記の整理																
106	<p>8 防災関係機関における措置 (略)</p>	<p>7 防災関係機関における措置 (略)</p>	表記の整理																
107	<p>第2節 部別の所掌分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生対策部</td> <td>(11) <u>医療、助産、防疫及び環境衛生</u>に関すること (12) <u>災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること</u> (13) <u>遺体捜索及び処理に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>産業建設対策部</td> <td><u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u></td> </tr> </tbody> </table>	部名	所掌事務	民生対策部	(11) <u>医療、助産、防疫及び環境衛生</u> に関すること (12) <u>災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること</u> (13) <u>遺体捜索及び処理に関すること</u>	産業建設対策部	<u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>	<p>第2節 部別の所掌分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生対策部</td> <td>(11) <u>医療及び助産</u>に関すること <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>産業建設対策部</td> <td>(6) <u>災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること</u> <u>(7) 遺体捜索及び処理に関すること</u> <u>(8) 防疫及び環境衛生に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	部名	所掌事務	民生対策部	(11) <u>医療及び助産</u> に関すること <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	産業建設対策部	(6) <u>災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること</u> <u>(7) 遺体捜索及び処理に関すること</u> <u>(8) 防疫及び環境衛生に関すること</u>	表記の整理				
部名	所掌事務																		
民生対策部	(11) <u>医療、助産、防疫及び環境衛生</u> に関すること (12) <u>災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること</u> (13) <u>遺体捜索及び処理に関すること</u>																		
産業建設対策部	<u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>(追記)</u>																		
部名	所掌事務																		
民生対策部	(11) <u>医療及び助産</u> に関すること <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>																		
産業建設対策部	(6) <u>災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること</u> <u>(7) 遺体捜索及び処理に関すること</u> <u>(8) 防疫及び環境衛生に関すること</u>																		

頁	旧	新	摘要																								
108	<p>第3節 職員の非常配備 1 職員の非常配備 職員の非常配備基準は、次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 300 1064 679"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第<u>一</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略) <u>(追記)</u> <u>(2)</u> <u>(3)</u></td> </tr> <tr> <td>第<u>二</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(2) 南海トラフ地震臨時情報（<u>調査中、巨大地震注意及び巨大地震警戒</u>）が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>第<u>三</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備内容	配備時期	第 <u>一</u> 非常配備	(略)	(略) <u>(追記)</u> <u>(2)</u> <u>(3)</u>	第 <u>二</u> 非常配備	(略)	(2) 南海トラフ地震臨時情報（ <u>調査中、巨大地震注意及び巨大地震警戒</u> ）が発表されたとき	第 <u>三</u> 非常配備	(略)	(略)	<p>第3節 職員の非常配備 1 職員の非常配備 職員の非常配備基準は、次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="1090 300 1966 730"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第<u>1</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略) <u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> <u>(3)</u> <u>(4)</u></td> </tr> <tr> <td>第<u>2</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>第<u>3</u>非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備内容	配備時期	第 <u>1</u> 非常配備	(略)	(略) <u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> <u>(3)</u> <u>(4)</u>	第 <u>2</u> 非常配備	(略)	(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	第 <u>3</u> 非常配備	(略)	(略)	表記の整理
種別	配備内容	配備時期																									
第 <u>一</u> 非常配備	(略)	(略) <u>(追記)</u> <u>(2)</u> <u>(3)</u>																									
第 <u>二</u> 非常配備	(略)	(2) 南海トラフ地震臨時情報（ <u>調査中、巨大地震注意及び巨大地震警戒</u> ）が発表されたとき																									
第 <u>三</u> 非常配備	(略)	(略)																									
種別	配備内容	配備時期																									
第 <u>1</u> 非常配備	(略)	(略) <u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> <u>(3)</u> <u>(4)</u>																									
第 <u>2</u> 非常配備	(略)	(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき																									
第 <u>3</u> 非常配備	(略)	(略)																									
109	<p>2 非常配備の内容 表中 配備基準 第<u>一</u>非常配備 第<u>二</u>非常配備 第<u>三</u>非常配備</p>	<p>2 非常配備の内容 表中 配備基準 第<u>1</u>非常配備 第<u>2</u>非常配備 第<u>3</u>非常配備</p>	表記の整理																								
110	<p>第4節 町本部が設置される以前の活動 1 初動体制確立にあたっての役割 (5) 日祝日及び夜間の当直者 警報発<u>令</u>等災害情報を安心安全課長、非常配備当番班長に連絡するとともに、非常配備当番班長が登庁するまでの間、情報連絡活動等を行う。 班長が登庁できない場合には、その代理に連絡し、登庁を要請する。</p>	<p>第4節 町本部が設置される以前の活動 1 初動体制確立にあたっての役割 (5) <u>土</u>日祝日及び夜間の当直者 警報発<u>表</u>等災害情報を安心安全課長、非常配備当番班長に連絡するとともに、非常配備当番班長が登庁するまでの間、情報連絡活動等を行う。 班長が登庁できない場合には、その代理に連絡し、登庁を要請する。</p>	表記の整理																								
	<p>第2章 避難行動 第1節 津波警報等の伝達 1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</p>	<p>第2章 避難行動 第1節 津波警報等の伝達 1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</p>																									

頁	旧	新	摘要
119	<p>気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。</p> <p>(1) 津波警報等</p> <p>地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表・<u>伝達</u>する。(大津波警報は特別警報に位置づけられる。)</p>	<p>気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。</p> <p>(1) 津波警報等</p> <p>地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。(大津波警報は特別警報に位置づけられる。)</p> <p><u>なお、津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また、避難の継続や応急活動を支援するために、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
132	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>第3節 広報</p> <p>4 広報の体制</p> <p>(1) <u>総務対策部</u>は、地震発生後の<u>災害情報のうち、町民の安全に関わる緊急広報（大火災発生時の避難の指示等）</u>を実施するとともに、その他の情報（生活情報、復旧情報、避難所情報、復興情報等）の総合的な広報活動を実施する。</p> <p>(2) 各部は、町本部に災害情報、生活情報を報告する。</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p> <p>第3節 広報</p> <p>4 広報の体制</p> <p>(1) <u>政策推進対策部</u>は、地震発生後の<u>避難情報の伝達を住民に対して速やかに</u>実施するとともに、その他の情報（生活情報、復旧情報、避難所情報、復興情報等）の総合的な広報活動を実施する。</p> <p>(2) 各<u>対策部</u>は、町本部に災害情報、生活情報<u>等</u>を報告する。</p>	<p>表記の整理</p>
133	<p>7 町民からの問い合わせへの対応</p> <p>(1) <u>緊急問い合わせへの対応</u></p> <p><u>ア 総務対策部は、地震発生直後に多発すると想定される町民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、応対記録票に記入し、必要があれば関係部署に伝達する。</u></p> <p><u>イ 総務対策部は、町民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係部長に連絡するとともに、必要に応じ、町本部に報告する。</u></p> <p><u>ウ 総務対策部は、問い合わせに対する町本部の決定事項等につい</u></p>	<p>7 町民からの問い合わせへの対応</p> <p><u>問い合わせ全般については、政策推進対策部が対応するが、行政手続き、行政からの支援等に関する問い合わせについては、民生対策部が対応する。</u></p> <p>(1) <u>相談窓口の設置</u></p> <p><u>民生対策部は、必要に応じて公共施設、避難所等に相談窓口を設置する。相談内容等については、必要に応じて町本部において各対策部が共有し、迅速な対応に努める。</u></p>	<p>表記の整理</p>

頁	旧	新	摘要																		
	<p><u>ては、その内容を統一的な文書で整理しその後の対応の迅速化を図る。</u></p> <p><u>エ 総務対策部は、必要に応じ、コンピューター通信等による情報提供を実施する。</u></p> <p><u>(2) 相談所の開設・運営</u> <u>総務対策部は、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、相談所を設置する。</u> <u>各部は、法律相談や住宅相談、外国人向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置する。</u> <u>総務対策部は、町が開設する各種の相談所及び他の機関が設置する相談所の設置状況を調査し、これを広報する。</u></p> <p><u>(3) 相談所における要望等の処理の方法</u> <u>ア 総務対策部は、相談内容、苦情等を聴取し、速やかに町本部および各関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。</u> <u>イ 相談所においては、処理方法の正確性と統一を図るために、あらかじめ定められた対応記録票等を用いて内容を記入する。</u></p>	<p><u>(2) 被災者の支援</u> <u>被災者の支援については、「第4編 災害復旧・復興 第5章 被災者等の生活再建等の支援」による。</u></p>																			
	<p><u>8 災害放送の要請</u> <u>本部長は、災害対策基本法第57条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を町民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは、知事を通じて災害放送を要請する。</u> <u>要請にあたっては、以下の事項を明確にする。</u> <u>(1) 放送要請の理由</u> <u>(2) 放送事項</u> <u>(3) 放送希望日時</u> <u>(4) その他必要な事項</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理</p>																		
<p>137</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 1 自衛隊における措置 (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域</p> <table border="1" data-bbox="188 1315 1064 1466"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>第10 特科連隊長</u> (豊川駐屯地司令)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	(略)	(略)		<u>第10 特科連隊長</u> (豊川駐屯地司令)	(略)	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 1 自衛隊における措置 (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域</p> <table border="1" data-bbox="1090 1315 1966 1466"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>第6 施設群長</u> (豊川駐屯地司令)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	(略)	(略)		<u>第6 施設群長</u> (豊川駐屯地司令)	(略)	<p>自衛隊の部隊改編に伴う修正</p>
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																			
陸上自衛隊	(略)	(略)																			
	<u>第10 特科連隊長</u> (豊川駐屯地司令)	(略)																			
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																			
陸上自衛隊	(略)	(略)																			
	<u>第6 施設群長</u> (豊川駐屯地司令)	(略)																			

頁	旧		新		摘要
	(略)	(略)	(略)	(略)	
144	<p>第5節 防災活動拠点の確保等</p> <p>2 防災活動拠点の確保等</p> <p>(1) 地区防災活動拠点</p> <p>町及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。</p> <p>物資の輸送拠点について、町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>		<p>第5節 防災活動拠点の確保等</p> <p>2 防災活動拠点の確保等</p> <p>(1) 地区防災活動拠点</p> <p>町及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。</p> <p>物資の輸送拠点について、町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>		表記の整理
145	<p><u>(追記)</u></p> <p>受援及び応援のための集結・集積活動の拠点は、「付属資料」に示す。</p> <p>付属資料 p.306 緊急輸送道路図 p.307 防災活動拠点の指定</p>		<p><u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>受援及び応援のための集結・集積活動の拠点は、「付属資料」に示す。</p> <p>付属資料 p.364 緊急輸送道路図 p.365 防災活動拠点の指定</p>		
151	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>		<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>第1節 救出・救助活動</p> <p>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、<u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u>等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>		防災基本計画修正を踏まえた修正
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策		第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策		医療法の改

頁	旧	新	摘要
159	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p>	正に伴う修正
162	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 町における措置</p> <p>(2) 消毒方法</p> <p><u>民生</u>対策部は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施するものとし、必要な消毒用薬剤等の備蓄、調達を行う。</p> <p>ア～オ（略）</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 町における措置</p> <p>(2) 消毒方法</p> <p><u>産業建設</u>対策部は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施するものとし、必要な消毒用薬剤等の備蓄、調達を行う。</p> <p>ア～オ（略）</p>	表記の整理
163	<p>(3) 防疫活動</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p>	<p>(3) 防疫活動</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</u></p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正
169	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>第1節 道路交通規制等</p> <p>1 蟹江警察署における措置</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、別記様式第<u>1</u>「緊急通行車両確認申出書」を県（海部方面本部）又は県公安委員会（蟹江警察署）の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は別記様式第<u>2</u>「緊急通行車両確認証明書」を、別記様式第<u>3</u>の標章とともに申出者に交付する。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>第1節 道路交通規制等</p> <p>1 蟹江警察署における措置</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、<u>災害対策基本法施行規則</u>別記様式第<u>3</u>※「緊急通行車両確認申出書」を県（海部方面本部）又は県公安委員会（蟹江警察署）の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は<u>災害対策基本法施行規則</u>別記様式第<u>5</u>※「緊急通行車両確認証明書」を、災害対策基本法施行規則別記様式第<u>4</u>※の標章とともに申出者に交付する。</p> <p><u>※付属資料 9.19～9.21 参照</u></p>	表記の整理
	<u>別記様式 1～別記様式 3</u>	<u>資料編へ移動</u>	表記の整理

頁	旧	新	摘要
(略)			
177	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 1 町における措置 (4) 避難所の運営 エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 1 町における措置 (4) 避難所の運営 エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
178	<p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「蟹江町避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「蟹江町避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、<u>内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>コ 在宅避難者等の支援拠点</u> <u>町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	旧	新	摘要
179	<p><u>(追記)</u></p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営(略)</p> <p>サ ペットの取扱 民生対策部は保健所と連携し、ペットの処置について獣医師及び動物愛護団体に協力を要請する。必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p>サ <u>車中泊避難を行うためのスペース</u> <u>町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>シ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営(略)</p> <p>ス ペットの取扱 民生対策部は保健所と連携し、ペットの処置について獣医師及び動物愛護団体に協力を要請する。必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>セ <u>避難の長期化に伴う対応</u> <u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) プライバシーの確保状況</u> <u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u> <u>(ウ) 洗濯等の頻度</u> <u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u> <u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u> <u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u> <u>(キ) し尿及びごみの処理状況</u> <u>(ク) 避難者の健康状態</u> <u>(ケ) 指定避難所の衛生状態</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	旧	新	摘要
180	<p><u>シ～ス</u> (略) (略) 第2節 要配慮者支援対策 2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定している<u>避難所の供与等の事務については</u>、町が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(DCAT)</u> の編成・派遣については、県が実施する。</p>	<p><u>ソ～タ</u> (略) (略) 第2節 要配慮者支援対策 2 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定している<u>ため</u>、町が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(DWAT)</u> や<u>災害支援ナース</u>の編成・派遣については、県が実施する。</p>	<p>表記の整理及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
182	<p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給 ■ 基本方針 ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>ものとする</u>。</p>	<p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給 ■ 基本方針 ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>とともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする</u>。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
190	<p>第13章 遺体の取扱い 第2節 遺体の処理 1 町における措置 (1) 遺体の収容及び一時保存 ア 遺体安置所 (イ) 民生対策部は、遺体安置所に相談<u>所</u>を設け、相談に応じる。</p>	<p>第13章 遺体の取扱い 第2節 遺体の処理 1 町における措置 (1) 遺体の収容及び一時保存 ア 遺体安置所 (イ) 民生<u>及び産業建設</u>対策部は、遺体安置所に相談<u>窓口</u>を設け、相談に応じる。</p>	<p>表記の整理</p>
201	<p>第8節 ライフライン施設の応急復旧 1 町、県及びライフライン事業者等における措置 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p>	<p>第8節 ライフライン施設の応急復旧 町、県及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<p>第15章 住宅対策 ■ 基本方針</p>	<p>第15章 住宅対策 ■ 基本方針</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

頁	旧	新	摘要
202	○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	た修正
216	第4編 災害復旧・復興 第2章 公共施設等災害復旧対策 第1節 公共施設災害復旧事業 1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。	第4編 災害復旧・復興 第2章 公共施設等災害復旧対策 第1節 公共施設災害復旧事業 1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	防災基本計画 修正を踏まえた修正
216	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (2) 要綱等 <u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u>	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (2) 要綱等 <u>(削除)</u>	公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 改正に伴う修正
218	第3節 暴力団等への対策 1 蟹江警察署における措置 (1) 暴力団等の動向把握 <u>災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u> (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による不法行為の取締り <u>を徹底するとともに、</u> 関係行政機関、 <u>被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、</u> 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進する <u>など、暴力団排除活動を徹底する。</u> (3) <u>暴力団排除に関する広報活動等</u> <u>暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。</u>	第3節 暴力団等への対策 1 蟹江警察署における措置 (1) 暴力団等の動向把握 <u>暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、</u> 暴力団等の動向把握を徹底する。 (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 暴力団等による <u>被災地における</u> 不法行為の <u>徹底した</u> 取締りと、関係行政機関、業界団体等 <u>が</u> 連携し、暴力団等 <u>が被災地における</u> 復旧・復興事業に参入・介入 <u>すること</u> を防止するための取組を推進する。 <u>(削除)</u>	防災基本計画 修正を踏まえた修正
	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物等処理対策	表記の整理

頁	旧	新	摘要												
219	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 町及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害廃棄物処理対策</td> <td>町</td> <td>1(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害廃棄物処理対策	町	1(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 (略)	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 町及び県は、被災状況に即した災害廃棄物<u>等</u>の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害廃棄物<u>等</u>処理対策</td> <td>町</td> <td>1(1) 災害廃棄物<u>等</u>処理実行計画の策定 1(2) 災害廃棄物<u>等</u>の迅速かつ適正な処理 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策	町	1(1) 災害廃棄物 <u>等</u> 処理実行計画の策定 1(2) 災害廃棄物 <u>等</u> の迅速かつ適正な処理 (略)	
区分	機関名	主な措置													
第1節 災害廃棄物処理対策	町	1(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 (略)													
区分	機関名	主な措置													
第1節 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策	町	1(1) 災害廃棄物 <u>等</u> 処理実行計画の策定 1(2) 災害廃棄物 <u>等</u> の迅速かつ適正な処理 (略)													
219	<p>第1節 災害廃棄物処理対策</p> <p>1 町における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 (略)</p> <p>(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 (略)</p>	<p>第1節 災害廃棄物<u>等</u>処理対策</p> <p>1 町における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物<u>等</u>処理実行計画の策定 (略)</p> <p>(2) 災害廃棄物<u>等</u>の迅速かつ適正な処理 (略)</p>	表記の整理												
225	<p>第5章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等 (略)</p> <p>2 (追記)</p>	<p>第5章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等 (略)</p> <p>2 <u>中部管区行政評価局における措置</u> <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u> <u>町は、相談窓口の設置、町民への広報等について協力する。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正												
226	<p><u>2~5</u></p>	<p><u>3~6</u></p>													
229	<p>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p> <p>1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>町長は、<u>町災害対策本部（第2非常配備）を設置する。</u></p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 1 情報収集・連絡体制の整備 町長は、(略) その体制を<u>拡張</u>する。</p> <p>3 住人への周知・呼びかけ 町及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海ト</p>	<p>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</p> <p>1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>町は、<u>安心安全課による警戒態勢をとり、情報収集に努める。</u></p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 1 情報収集・連絡体制の整備 町長は、(略) その体制を<u>変更</u>する。</p> <p>3 住人への周知・呼びかけ 町及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海ト</p>	表記の整理												

頁	旧	新	摘要
230	<p>ラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）</p>	<p>ラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）</p>	
231	<p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>この地域を避難困難地域として事前避難対象地域とし、国からの指示が発せられた場合には、事前避難対象地域外へ、可能であれば浸水想定区域外へ避難指示等により事前の避難を促す。</p> <p>また、事前避難対象地域外の住民に対しては、日頃からの地震の備えを再認識する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>自宅等に留まる場合には、建物の耐震、屋内の家具固定、基準水位の確認等により屋内安全確保等の防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>この地域を避難困難地域として事前避難対象地域とし、国からの指示が発せられた場合には、事前避難対象地域外へ、可能であれば浸水想定区域外へ避難指示等により事前の避難を促す。</p> <p>また、事前避難対象地域外の住民に対しては、日頃からの地震の備えの再認識、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>自宅等に留まる場合には、建物の耐震、屋内の家具固定、基準水位の確認等により屋内安全確保等の防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	表記の整理
232	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>町長は、町災害対策本部（第2非常配備）を設置する。各対策部の体制は町本部により決定する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」を参照。）</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>町及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決</p>	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>町は、第1非常配備とし、安心安全課による情報収集を行う。状況に応じた第1非常配備とする。状況に応じて、災害対策本部を設置し本部会議を開催、又は、災害対策本部員による打ち合わせ会議を開催する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」を参照。）</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>町及び県（防災安全局、関係局）は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事</p>	表記の整理

頁	旧	新	摘 要
	<p>め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)</p>	<p>項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。(参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」)</p>	
<p>別紙 22</p>	<p>別紙「東海地震に関する事前対策」 第4章 発災に備えた直前対策 第8節 緊急輸送 6 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 町は、町が保有する緊急輸送を行う計画のある車両について、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。</p>	<p>別紙「東海地震に関する事前対策」 第4章 発災に備えた直前対策 第8節 緊急輸送 6 緊急輸送車両の確認 (1) 町は、町が保有する緊急輸送を行う計画のある車両について、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。</p>	<p>公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 改正に伴う修 正</p>